

# 平成31年度島根支部保険料率 計算方法の詳細

平成31年1月11日 平成30年度第5回評議会

# 平成31年度島根支部の保険料率について

次頁以降に計算方法  
番号に対応

●島根支部における医療給付費についての調整前の所要保険料率・・・6.17% 【※H30年度…6.12%】

調整計 ▲0.84%  
【※H30年度…▲0.80%】

…年齢調整・所得調整を実施

年齢調整 ▲0.24%  
【※H30年度…▲0.22%】

所得調整 ▲0.60%  
【※H30年度…▲0.58%】

●島根支部における医療給付費についての調整後の所要保険料率・・・5.32% (※全国平均5.18%)

【※H30年度…5.33% (全国平均5.17%)】

…激変緩和措置を実施

## 【激変緩和措置】

- 平成31年度における激変緩和率は8.6/10 (予定)。【※H30年度…7.2/10】
- 全国平均 (5.18%) と島根支部 (5.32%) の差 (0.14%) を8.6/10に圧縮すること。  
(0.14% × 8.6/10 = 0.12%)

◎激変緩和措置後保険料率 = 5.18% + 0.12% = 5.30% 【※H30年度…5.28%】

5.30%

+

●全国一律の部分

4.82%

【※H30年度…4.83%】

現金給付費

前期高齢者納付金

後期高齢者支援金

業務経費

一般管理費

等

●精算の部分

0.01%

【※H30年度…0.02%】

平成29年度の支部毎の収支決算  
における収支差

A + B + C = 5.30% + 4.82% + 0.01% = 10.13%

平成31年度における島根支部保険料率 **10.13%**

(※H30年度…10.13% 同率)

《※参考》

●実際の保険料額

(島根支部における平均の標準報酬月額26万円の場合※H30.9時点)

・平成31年度料率10.13% ⇒ 全額26,338円 (折半額13,169円)

※平成30年度10.13% (同率)

※端数処理のため、計数が整合しない場合がある

# ①支部毎の医療費にかかる部分

(百万円)

	H30年度	H31年度	差
島根支部医療給付費 (料率セット時見込み)	34,004	34,803	+799 【前年比+2.3%】

支部医療給付費

支部総報酬額

=

支部医療費についての保険料率  
(年齢・所得調整前)

=

6.17%  
【前年比+0.05%】

(百万円)

	H30年度	H31年度	差
島根支部総報酬額 (料率セット時見込み)	555,290	564,344	+9,054 【前年比+1.6%】

## ② 年齢調整

※年齢調整とは、年齢構成が全国と同じとした場合の支部の医療費との差額を調整するもの

●全国平均の加入者1人当たり医療給付費×島根支部加入者数  
 = 121,777円 × 267,914人 = 32,625,625,134円 . . . ㉞

●全国平均の年齢階級別加入者1人当たり給付費に、  
 島根支部年齢階級別の加入者数を乗じた額を合計した額

年齢構成	全国平均の医療給付費 (円)(31年度見込み)	島根支部加入者数 (人)(31年度見込み)	医療給付費×加入者数(円)
0~4歳	178,601	13,905	2,483,352,075
5~9歳	87,593	15,210	1,332,332,958
10~14歳	68,902	15,730	1,083,854,066
15~19歳	54,618	16,897	922,857,617
20~24歳	51,547	16,423	846,561,023
25~29歳	63,842	15,687	1,001,464,485
30~34歳	73,286	18,992	1,391,828,565
35~39歳	79,701	21,465	1,710,818,030
40~44歳	88,470	25,054	2,216,478,158
45~49歳	107,143	22,091	2,366,911,847
50~54歳	137,739	19,569	2,695,421,084
55~59歳	173,470	22,074	3,829,113,328
60~64歳	218,094	22,265	4,855,768,394
65~69歳	281,564	16,103	4,533,951,547
70~74歳	420,281	6,450	2,710,809,341
合計		267,914	33,981,522,518 ㉟

●年齢調整額 = ㉞ - ㉟ = -1,355,897,384円

●年齢調整率 =  $\frac{\text{年齢調整額}}{\text{島根支部総報酬額}} = \frac{-1,355,897,384\text{円}}{564,343,836,604\text{円}} \doteq \text{▲}0.24\%$   
 【前年比▲0.02%】

⇒年齢調整の結果、年齢調整額が「負の値」となり、島根支部は「年齢構成の高い支部」に該当するため、保険料率を下げる方向に調整される。

### ③所得調整

※所得調整とは、所得水準を協会の平均とした場合の医療費との差額を調整するもの

- 全国の医療給付費の総額を支部毎の総報酬額で按分した額

$$\begin{aligned} & \text{全国の医療給付費合計} \times \frac{\text{島根支部の総報酬額}}{\text{全国の総報酬額}} \\ & = 5,000,881,261,957\text{円} \times \frac{564,343,836,604\text{円}}{96,555,391,380,000\text{円}} = 29,228,989,469\cdots\text{㊦} \end{aligned}$$

- 全国の加入者1人当たりの医療給付費に島根支部の加入者数を乗じた額

$$= 121,777\text{円} \times 267,914\text{人} = 32,625,625,134\text{円} \cdots\text{㊧} \text{ (前ページの㊦と同じ)}$$

- 所得調整額 = ㊦ - ㊧ = -3,396,635,666円

- 所得調整率 =  $\frac{\text{所得調整額}}{\text{島根支部総報酬額}} = \frac{-3,396,635,666\text{円}}{564,343,836,604\text{円}} \doteq$  **▲0.60%**  
【前年比▲0.02%】

⇒所得調整の結果、所得調整額が「負の値」となり、島根支部は「所得水準の低い支部」に該当するため、保険料率を下げる方向に調整される。

## ④ 激変緩和措置

※激変緩和措置とは、島根支部の医療給付費についての保険料率(年齢・所得調整後)と全国平均保険料率の  
かい離率を圧縮する措置

### ● 激変緩和措置後の保険料率

$$= \begin{array}{c} \text{第1号保険料率} \\ \text{(全国平均保険料率)} \end{array} + \left( \begin{array}{c} \text{島根支部の調整後の} \\ \text{医療給付費についての} \\ \text{保険料率} \end{array} - \begin{array}{c} \text{第1号保険料率} \\ \text{(全国平均保険料率)} \end{array} \right) \times \frac{8.6}{10}$$

$$= 5.18\% + \left( 5.32\% - 5.18\% \right) \times \frac{8.6}{10}$$

$$\doteq \boxed{5.30\%}$$

## ⑤ 共通保険料率

共通料率 (A + B - C)	4.82 %	【前年比▲0.01%】
A. 第2号都道府県単位保険料率	3.99 %	【 " ▲0.08%】
B. 第3号都道府県単位保険料率	0.89 %	【 " +0.10%】
C. 収入等の率	0.06 %	【 " +0.04%】
第1号平均保険料率	5.18 %	【 " +0.01%】
計	10.00 %	【 " ±0.00%】

- ・ 第3号都道府県単位保険料率(共通料率のB)及び収入等の率(共通料率のC)には、平成29年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

### 【第2号都道府県単位保険料率】

$$= \frac{\text{全国計の第2号経費合計額}}{\text{全国計の総報酬額}} = 3.99\%$$

※第2号経費…現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等

### 【第3号都道府県単位保険料率】

$$= \frac{\text{全国計の第3号経費合計額}}{\text{全国計の総報酬額}} = 0.89\%$$

※第3号経費…業務経費、一般管理費、準備金積立等

### 【収入等の率】

$$= \frac{\text{全国計の収入等見込額}}{\text{全国計の総報酬額}} = 0.06\%$$

※収入等見込額…日雇い保険料収入、雑収入等

# 都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データについて（平成31年度見込み）

## 【支出】

（百万円）

法第160条第3項第1号経費			
・医療給付費(国庫補助を除く)		5,000,881	【前年比+279,016】
法第160条第3項第2号経費			
・現金給付費等(国庫補助、日雇拠出金を除く)		446,255	【 " + 28,577】
・拠出金等(国庫補助を除く)		3,410,455	【 " +109,701】
・前期高齢者納付金		1,313,225	【 " + 6294】
・後期高齢者支援金		2,097,035	【 " +143,706】
・退職者給付拠出金		183	【 " ▲ 40,299】
・病床転換支援金		13	【 " ±0】
法第160条第3項第3号経費			
・協会業務経費(国庫補助を除く)		153,024	【 " + 17,203】
・一般管理費(国庫負担を除く)		53,219	【 " + 4,161】
・貸付金		161	【 " ▲ 22】
・雑支出		101,859	【 " + 47,763】
・準備金積立て		519,029	【 " + 67,887】
*事務経費・雑支出(国)		32,133	【 " + 840】
合 計		9,717,016	【 " +555,127】

## 【収入】

保険料収入			
・保険料収入(一般分)		9,655,539	【 " +515,417】
その他収入			
・貸付金返済収入		161	【 " ▲ 22】
・雑収入		59,155	【 " +40,969】
*日雇特例被保険者保険料収入		1,618	【 " ▲ 653】
*雑収入等(国)		543	【 " ▲ 737】
合 計		9,717,016	【 " +554,794】

- ・\*については、国の予算において計上されるもの。
- ・第1号経費の医療給付費は、特別の事情に係る額(原爆医療費及び療養担当手当に係る額等)を控除したものであり、当該控除額は第2号経費の現金給付費等に含まれている。
- ・第3号経費及びその他収入において、平成29年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

## ⑥精算の部分

※平成31年度の都道府県単位保険料率の算定においては、平成29年度の都道府県支部毎の収支決算における収支差について精算する必要がある。

$$\begin{aligned} \text{精算部分の保険料率換算} &= \frac{\text{平成29年度島根支部収支差}}{\text{島根支部総報酬額}} \\ &= \frac{36,931,504\text{円}}{564,343,836,604\text{円}} \\ &= 0.00654\cdots\% \end{aligned}$$

※平成29年度の島根支部の収支差は、▲約3700万円(当初の見込みよりマイナス)となっており、その分について、平成31年度において保険料率を**引き上げる**事となる。

精算の部分にかかる料率は、**0.01%**(詳細には▲0.00654…%)